

別添 1

○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>II 用語の定義等</p> <p>2. 個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係）</p> <p>（定義）</p> <p>法第二条～規則第二条 （略）</p> <p>規則第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 令第一条第七号イに掲げる証明書 <u>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>二 <u>令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>三 <u>令第一条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号</u></p> <p>規則第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> | <p>II 用語の定義等</p> <p>2. 個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係）</p> <p>（定義）</p> <p>法第二条～規則第二条 （略）</p> <p>規則第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 令第一条第七号イに掲げる証明書 <u>同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号</u></p> <p>二 <u>令第一条第七号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号</u></p> <p>規則第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> |

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

二 船員保険法（昭和14年法律第73号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

三～四 （略）

五 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

六 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第一百二十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第四十七条第一項及び第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

二 健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

三 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

四 船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

五～六 （略）

七 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第一条の七の加入者証の加入者番号

八 私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号

九 私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号

十 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第七條の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十一 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第八十九条の組合員証の記号、番号及び保険者番号

十二 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十三 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

七 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第百四十四條の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

八～九 （略）

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定められており、例えば、細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列、健康保険法に基づく保険者番号や被保険者等記号・番号などが該当する。

したがって、当該保険者番号及び被保険者番号・記号のいずれもが含まれる情報は、個人情報となる。

十四 国家公務員共済組合法施行規則第二百二十七條の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十五 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三條第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号

十六 地方公務員等共済組合法施行規程第百條第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十七 地方公務員等共済組合法施行規程第百條の二第一項の高齡受給者証の記号、番号及び保険者番号

十八 地方公務員等共済組合法施行規程第七十六條第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十九～二十 （略）

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定められており、例えば、細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列、健康保険法に基づく被保険者証や高齡受給者証の記号、番号及び保険者番号などが該当する。

したがって、当該記号、番号及び保険者番号のいずれもが含まれる情

| | |
|--|-------------|
| | 報は、個人情報となる。 |
|--|-------------|